

## 別紙

### 建設工事に係る業務委託の発注見通しの公表について

#### 1 公表の対象となる業務

- (1) 公表する業務は、当該年度に発生することが見込まれる建設工事に係る測量業務、地質調査業務(磁気探査含む)、土木関係コンサルタント業務、建築関係コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務とする。
- (2) 次の事項に該当する場合は、この限りではない。
  - ① 予定価格が100万円未満の工事
  - ② 当該業務について用地取得、他の公物管理者、地元関係者等との協議・調整、埋蔵文化財調査が未了のため、見通しとして公表することができないと判断される業務
  - ③ 付帯業務又は受託業務等で、県・市町村議会の承認が未了のため、見通しとして公表することができないと判断される工事
  - ④ 災害発生期間中、災害発生直後、又は事故等で緊急的に行う業務

#### 2 公表の内容

- (1) 業務の名称
- (2) 業務の場所
- (3) 業務の期間
- (4) 業務の種類
- (5) 業務の概要
- (6) 入札予定時期
- (7) 入札及び契約の方法

#### 3 公表の時期

- (1) 毎年度4月以降遅滞なく公表するものとする。
- (2) 前項で公表した事項については、7月、10月、1月を目途として見直し、変更がある場合には、変更後の当該事項について、遅滞なく公表するものとする。
- (3) その他大型補正のあったとき

#### 4 公表の方法

- (1) 入札を執行する予定の発注機関において、閲覧に供する。
- (2) 閲覧に際しては、閲覧場所に閲覧簿を備え、閲覧者に必要事項を記載させた後に閲覧に供するものとする。

#### 5 公表の期間

発注見通しを公表した日から当該年度の3月31日までとする。